

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 5 年 2 月 2 1 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市安濃庁舎 2 階 会議室 1 ・ 2

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司
6 赤塚 薫 ・ 7 伊藤 征一 ・ 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎
13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人
20 中川 文博 ・ 22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝
48 前川 正次

以上 1 7 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長 ・ 草深次長 ・ 竹田主査

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議 事 録 署 名 者 2 太田 義政 ・ 14 番前田 紀男

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農業生産法人の新規登録について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可 ・ 所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可 ・ 賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可 ・ 所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可 ・ 賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可 ・ 使用貸借)

議案第 7 号 買受適格証明願 (競売) について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、ありません。出席委員は17名です。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 2番 太田 義政 委員 ・ 14番 前田 紀男 委員 よろしくお願ひします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から11まで、件数は11件、合計面積18,695㎡で、その内訳は、田が15,038㎡、畑が3,657㎡でございます。 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。次に、3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は5件、合計面積は36,882.61㎡でございます。いずれの案件もあっせん等の希望はございません。6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は分譲住宅用地、番号2は共同住宅用地、番号3は駐車場用地、番号4は長屋住宅用地、番号5は一般個人住宅用地と駐車場用地、番号6は一般個人住宅用地でございます。 以上、件数は6件、合計面積は2,777㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1は駐車場用地、番号2は車両置場と駐車場、番号3は資材置場用地、番号4は長屋住宅用地、番号5は一般個人住宅用地でございます。 以上、件数は5件、合計面積は4,085㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1はコンビニエンスストア用地でございます。 以上、件数は1件、合計面積は633㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第6号 農業生産法人の新規登録についてでございます。 番号1、法人名 _____、主たる耕作物植木の苗木、耕作面積畑2.3ヘクタール。</p>

以上、件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとう。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

11ページから12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1につきましても、取下げ願ひが出ておりますので、議案から削除をお願いいたします。

番号2、地区 片田、受人 _____、面積5, 534㎡、渡人 _____、面積1, 526㎡、申請地 片田井戸町大神 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 631㎡外3筆で合計851㎡。

これにつきましては、受人は耕作利便のため渡人より申請地を譲り受け、農地を合筆しようとするものです。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積3, 893㎡、渡人 _____、面積6, 832㎡、申請地 高野尾町北出 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積826㎡外1筆で合計2, 373㎡。

これにつきましては、受人は、遠方に居住し労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 上野、受人 _____、面積6, 667㎡、渡人 _____、面積2, 294㎡、申請地 河芸町上野酒屋垣内 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積115㎡。これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 棕本、受人 _____、面積7, 492㎡、渡人 _____、面積2, 229㎡、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積147㎡。これにつきましては、受人は、進入路の交換地として渡人より申請地を譲り受け耕作しようとするものです。

番号6、地区 棕本、受人 _____、面積7, 492㎡、渡人 _____、面積1, 325㎡、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積45㎡。

これにつきましては、受人は、進入路の交換地不足分として渡人より申請地の贈与を受け耕作しようとするものです。

番号7、地区 棕本、受人 _____、面積9, 467. 68㎡、渡人 _____、面積5, 235㎡、申請地 芸濃町棕本一ツ谷 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積257㎡。

これにつきましては、登記名義人と占有者の不一致を是正するため、渡人から申請地を譲り人に贈与し、登記名義を変えようとするものです。

番号8、地区 草生、受人 _____、面積9, 912㎡、渡人 _____、面積5, 003. 91㎡、申請地 安濃町中川奄ノ下 _____番、台帳地

目・現況地目とも畑、面積105㎡外1筆で合計面積243㎡。

これにつきましては、受人は、遠方に居住し後継者のいない渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

恐れ入りますが、合計件数と面積の修正をお願いします。合計件数は7件、合計面積は4,031㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。2番、片田。

森委員 3番 森でございます。本件につきましては、2月12日、地元の山路委員から、現地確認をして、許可要件を満たしている旨の報告を受けております。従いまして、ただいま事務局の説明のとおり、特に問題がないということでもよろしくお願ひいたします。

議長 3番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。この渡人は遠方ということで、桑名に居住しておりますけれども、この_____さんは営農拡大したいということで、私も現地確認しましたけれども、何ら問題なしということで、よろしくお願ひいたします。

議長 4番、上野。

前田委員 14番 前田です。現地も確認し、本人も高齢で手放すということでございますので、ご承認をお願いしたいと思ひます。

議長 5番、6番、7番、棕本。

田中委員 16番 田中です。地元の委員さんと現地確認行ってまいりました。5番、6番ですが、進入路を確保したいということで_____さんから提案があり、_____さんが畑を譲るということで、交換案件でございます。よろしくお願ひいたします。

7番は事務局の説明どおり、登記名義人と占有者の不一致を是正するというので、無償で提供するとの事でした。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 8番、草生。

平井委員 23番 平井です。2月14日の日に現地確認をしましたところ、問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言ございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借り人_____、面積1,020㎡、貸し人____、面積8,109㎡、申請地 雲出伊倉津町里之西_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積132㎡外5筆で合計面積3,321㎡。

これにつきましては、借り人は、高齢で労働力不足の貸し人より申請地を賃貸借し、営農を拡大しようとするものです。

なお、利用集積で3,000㎡の借り入れがあり下限面積を満たしております。

以上、件数は1件、合計面積は3,321㎡でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 1番、雲出。

大田委員 9番 大田でございます。事務局の説明のように、_____さん自身が高齢で、息子さんも大阪に住んでおり、たまにしか戻ってきません。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 椋本、申請者_____、申請地 芸濃町椋本北豊久野_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積624㎡の内228㎡外1筆で合計面積446㎡。

これにつきましては、昭和21年ごろに申請者の先代が居宅と農業用倉庫

を建ててしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとする
ものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者_____、申請地 芸濃町椋本八幡
前_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積292㎡外1筆で、合計
554㎡。

これにつきましては、申請者の子どもの成長により居宅が手狭になり、老
朽化もしていることから一般住宅を建築しようとするものです。農地区分は
第2種農地と判断されます。

番号3、地区 草生、申請者_____、申請地 安濃町中川松
野_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積386㎡。

これにつきましては、昭和30年ごろに養蚕経営が終了したため桑畑にか
えて植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しよ
うとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積1,386㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の
全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの
意見を伺います。よろしくお願いいたします。1番、2番、椋本。

田中委員 16番 田中です。現地確認をさせていただきました。問題がないと思っ
て判断しております。続けて2番も私から報告させていただきます。隣に住宅
がたくさん建っている場所で問題ないと判断をいたしました。よろしくお願
いしたいと思います。

議 長 それでは3番、草生。

平井委員 23番 平井です。事務局の説明のとおり、昭和30年代に桑畑から植林さ
れておまして、この2月の14日に地元委員で現地確認をいたしました。
特に問題がなく、やむを得ないということでございますので、よろしくお願
いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかが
でございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号につい
ては許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委
員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 一身田、受人____、渡人____、申請地 一身田大古曾久保____番、台帳地目・現況地目とも田、面積957㎡外2筆で合計面積2,654㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け不動産・建設業の資材置き場としようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人____、渡人____、申請地 野田柳谷____番、台帳地目・現況地目とも田、面積145㎡外1筆で合計1,440㎡。

これにつきましては、____の集会所を建設するため受人である自治会長が代表して渡人より申請地を譲り受けようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、受人____、渡人____、申請地 芸濃町棕本東豊久野____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積13㎡外1筆で合計63㎡。

これにつきましては、受人は次男の所有する農地への道が狭いため、申請地を渡人より譲り受け進入路を設置しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受人____、渡人____、申請地 美里町三郷下田____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積68㎡。

これにつきましては、受人は居住地に駐車場がないため渡人より申請地を譲り受け駐車場用地としてしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4,225㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番、一身田。

青木委員 5番 青木です。14日の日に会長、部会長、地元自治会長立ち会いのもと、現地確認してまいりました。何ら問題ないということで、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。2番、神戸。

池田委員 1番 池田です。適正に扱われており、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、棕本。

田中委員 16番 田中です。先にも出ておりました交換の案件でございまして、1対3の割合で交換するというでございまして、よろしく願いします。

議 長	ありがとうございます。それでは、4番、高宮。
中川委員	20番 中川です。事務局のご説明のとおり、何ら問題がないというように思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 大里、借り人_____、貸し人_____、申請地 大里陸合町大掛_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,983㎡外2筆で合計5,949㎡。 これにつきましては、借り人は、高齢で労働力不足の渡人より申請地を賃貸借し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は5,949㎡でございます。 農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	1番、私でございます。先日、会長並びに事務局と現地確認を実施しました。何ら問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 高野尾、借り人_____、貸し人_____、申請地 高野尾町東豊久野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積165㎡外2筆で合計面積1,114㎡。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を使用貸借し、診療所の従業

員と患者用の駐車場及び検査機能のあるバスの駐車場として利用しようとするものです。

平成4年頃より一部を駐車場としてしまっており、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は1, 114㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。この案件につきましては、会長始め、部会長、事務局の方に14日に現地確認していただきました。また、借り人と貸し人は親子関係であり、駐車場が手狭になってきたということで、駐車場用地にするということで、何ら問題ないということで、よろしくお願ひします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第7号 買受適格証明願（競売）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第7号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1、地区 安濃、競売対象農地 安濃町太田宮城_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積1,831㎡外1筆で合計面積2,267㎡、願出人_____、競売参加理由 植林。

これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産特別競売に参加するための適格証明でございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、競売対象農地 安濃町太田梅木谷_____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積763㎡外2筆で合計面積1,407㎡、申請人_____、競売参加理由 植林。

これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3,674㎡でございます。

これらは、農地法第5条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）も同時に出しておりますので、あわせてご審議いただこうとするものです。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、安濃1番、2番。

中林委員 22番 中林。ただいま事務局のほうから説明がありましたように、1番、2番ともこの_____が裁判所の農地の競売に参加するための適格証明ということでございまして、いずれも適格者でありますので、よろしく願いたいします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
 それでは、異議なしと認め、議案第7号について証明することを決定をいたします。
 次に、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。
 まず、各地区別に、一番下の合計欄で説明をいたします。
 津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ160,378㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ18,975㎡で、契約件数は77件でございます。
 河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ54,695.84㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせて4,605㎡で、契約件数は17件でございます。
 安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ13,130㎡で、畑の使用貸借が268㎡で、契約件数は7件でございます。
 芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ33,375㎡で、畑の賃貸借が2,806㎡で、契約件数は11件でございます。
 美里地区につきましては、田の使用貸借が3,837㎡で、畑の使用貸借が80㎡で、契約件数は1件でございます。
 香良洲地区につきましては、田の賃貸借が2,602㎡で、件数は1件でございます。
 以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて268,017.84㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて26,734㎡で、合計契約件数は114件、合計面積29,4751.84㎡となっております。
 なお、認定農業者への集積状況は、契約件数40件で130,985㎡となっております。なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。
 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたいします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第8号による農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

今日、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。以上で、第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時35分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年2月21日

議 長

出席委員

出席委員